

群馬県河川整備計画審査会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県河川整備計画審査会設置要領（平成12年11月24日施行）第6条の規定に基づき群馬県河川整備計画審査会（以下「審査会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員以外の者の出席)

第2条 議長は、必要と認めるときには、会議に委員以外の者の出席を求め意見又は、説明を聞くことができる。

(議事録)

第3条 議長は会議の概要及び結果を記載した議事録を作成し、保存するものとする。
2 議事録には、議長が署名するものとする。

(意見の提出)

第4条 審査会は河川整備計画原案に対する意見を取りまとめ、群馬県知事に対して文書をもって提出するものとする。

(会議及び議事録の公開)

第5条 審査会の会議及び議事録は原則として公開とする。

(会議の傍聴)

第6条 審査会の会議を傍聴しようとするものは、議長の承認を受けるものとする。
2 前項の場合において、議長は、会場の規模等により、傍聴しようとする者の人数を制限することができる。
3 議長は、審査会の会議を傍聴する者が会議の秩序を乱した場合、もしくは不穏当な言動をした場合は、その者の退場を命じることができる。

(書面による審査)

第7条 会長は、適切と考えられる事項については、書面にて委員に通知し、委員による書面審査を行うことができるものとする。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、群馬県県土整備部河川課において処理する。

(雑則)

第 9 条 この要領に定めのない事項は会長が定める。

附則

この要領は、平成 13 年 1 月 16 日から施行する。

附則

この要領は、平成 28 年 10 月 28 日で廃止する。